

- を設けて上町2町の連合担当者で検討をおこなっている。
- ⑦ふるさと市町村固事務は6億円、県分2億円)の利息分で事業を実施している。廃止となると県分は還元となることから、基金は一旦清算して市町で基金条例を制定し協議会等に提出して、事業を継続していくことが考えられる。
- ⑧家畜指導診療所は、市に事業を引き継ぐ。湯沢町は関係なくなる。
- ⑨火葬場は市に事業を引き継ぐ。湯沢町は事務委託をする。
- ⑩休日救急診療所は市で事業を引き継ぐ。湯沢病院の体制から事務委託する必要はないが、医師会との関係が未定。
- ⑪職業訓練共同施設は、市に事業を引き継ぐ場合、関係団体との整理及び協議が必要である。
- ⑫環境関連事務(ゴミ処理等)は市に事業を引き継いだ場合、現状と変更のない形で事務委託を行う。
- ⑬消防業務は、常備消防に

を設けて上町2町の連合担当者で検討をおこなっている。

については事務委託方式で現状と変わらず問題はない。

一部または全部委託可能か検討が必要。

今補正の収入は前年度の(賛成全員で可決すべきものと決定)

について

会計補正予算(第1号)について

(賛成全員で可決すべきものと決定)

のと決定)

のと決定)